

不確かな誘い文句で金融商品への投資を勧める悪質商法が急増しています。「投資すればもうかる」と言われても、安易に信用しないでください。

【事例】インターネットや会員制交流サイト(SNS)で、外国為替証拠金取引(FX)、バイナリーオプションといった副業サイトの広告を見ていたら、投資すれば毎月10万円もらえるというサービスがあった。業者と連絡を取り、登録料として10万5千円をクレジットカードで決済し

生活  
バイ  
ット



## 『もうかる投資』勧誘

### 悪質商法、信用しないで

た。すると「投資する人を業者へ紹介する代理店契約を結ばないか」と説かれて、さらに契約料60万円をカードで決済した。しかし聞いていた話と違い、全くもうちらない。不審に思い業者と連絡を取ろうとしたが、電話がつながらない。どうしたらよいか。

#### 【アドバイス】

「勝率100%」「必ずもうかる」といった文句は悪質商法の常とう手段です。

安易に信用するのはやめましょう。解約・返金を求めても業者と連絡が取れなければ、支払ったお金を取り戻すことは大変困難です。

トラブルが起きたら、すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口に相談してください。消費生活センターが、業者との交渉をサポートできる場合があります。消費者ホットライン☎188へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。

(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス☎097・534・099